



防災 ハンドブック

2019年4月

三友堂看護専門学校

目次

防災ハンドブックの使用にあたり	1
基本行動	2
災害への備え・予備知識	2
地震発生時の対応	3
◆大地震が発生した場合◆	3
【地震発生時の留意点】	3
【校内に居る場合】	3
【揺れがおさまったら】	3
【避難時の注意点】	4
【避難場所】	4
【避難場所到着後】	4
【余震がおさまり落ち着いたら】	4
【安否報告】	5
【家族との連絡】	5
【休校・授業再開など】	5
◆校内に教職員が居ない場合 17:30 以降等◆	5
【避難時の注意】	5
◆実習中に大地震にあったら◆	6
大雪・風水害時対応マニュアル<気象災害>	7
【基本対応】	7
【「警報」解除時】	7
【大雪時の対応】	8
火災発生時対応マニュアル	8
【火災発生に備えて】	8
【火災発生時】	8
【初期消火】	9
災害時の連絡方法	9
【マメール】	9
【災害用伝言ダイヤル 171】	9
災害時に備えての備蓄	10

防災ハンドブックの使用にあたり

災害時の基本は、「自分の身は自分で守る」です。危険に対する備えができていなければ、身の安全を守ることはできません。日頃より防災への備えをしておくことで、万一の際に被害を少なくすることができます。

このハンドブックでは、学校または実習先等における災害発生時に教職員および学生の行動や対応について明確にし、学校防災体制を確立、また、関係機関等に周知し、関係機関と連携し体制の整備構築を図ることを目的としています。

このハンドブックをいざという時に備え、いつも携帯し、活用していただくことを願います。



基本行動

- ・災害は発生時は、まず自分の身を守る。自分の身は自分で守る。
- ・火の元の確認、火の始末をする。
- ・次に、安否の連絡（家族、学校）をする（学校メール連絡網を活用）。
- ・避難経路を確保する。
- ・情報収集をして、周囲の安全を確認する。

災害への備え・予備知識

- 1) 室内の安全な場所を把握し、地震時は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
- 2) 地震時は出入口及び避難経路確保（建物のゆがみにより開かなくなるのが想定）
- 3) 緊急地震速報を察知したら、周りの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、慌てず、先ず身の安全を確保。頭を守り、安全な場所へ避難。危ない場所から離れる。
- 4) 学校メール連絡網の定期配信や連絡配信時、確実に早期確認できる環境を整えておく。
- 5) 非常口、避難経路、一時避難場所、避難場所を覚えておく。
- 6) 避難口、廊下、階段など、避難経路と防火扉防火設備が有効に機能するために廊下、階段、通路には物を置かない。
階段等に入出口に設けられている扉の開閉を妨げるように物が置いてある場合は直ちに撤去する。
- 7) ハンカチ類の携帯（煙や粉塵を吸い込まない為。応急手当用）
- 8) 放送や指示がある場合、私語をしない。（大事な連絡が行き届くように）
- 9) 「おはしも」の厳守
「押さない」「走らない（走らず、早足）」「しゃべらない」「戻らない」
- 10) 火災発生時は酸素遮断のため、ドア、窓は閉めて避難する
- 11) 飲料水、非常食（菓子類等）、常備薬、洗面・排泄に関する日用品（歯ブラシ・ティッシュ・生理用品等）を携帯する。
- 12) 携帯電話の充電をしておく。あるいは充電できるものを準備しておく。
- 13) 実習施設内または近隣の公衆電話の場所を確認しておく。

- 14) 日頃から複数の帰宅ルートを想定しておく。
15) 災害時伝言ダイヤルの体験利用をしておく (P. 9 参照)。

地震発生時の対応

米沢市で震度 5 強以上で大きな被害が発生し、当校が被災した場合は学校が本来の機能を回復するまで、災害対策本部（本部長：学校長）を学校内に設置する。設置場所は設置次第周知する。

また、地震発生時における当校の対応は以下の通りとする。教職員は以下を参考に本部及び各担当者との連絡調整を行い、自分で自分の身を守るとともに学生の安全確保を行う。学生は、教職員の指示に従う。

◆大地震が発生した場合◆

【地震発生時の留意点】

- ・まずは身の安全を守る。
- ・落ち着いて冷静になる。
- ・「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
- ・机の下などにもぐるか、バッグ等で頭を守る。
- ・ドア付近にいたら、ドアを開け、出入り口を確保する。
- ・火を使っていたら、すぐに消す。

【校内に居る場合】

- ・教職員の指示に従い避難する。

【揺れがおさまったら】

〈安全確認〉

- ・建物は安全か、火災は起きていないか、周囲に負傷者が居ないか等を確認する。

〈トイレ個室、ロッカールームの奥に注意する〉

- ・火災や負傷者がいる場合、教職員に連絡する。

〈負傷者〉

- ・自分が負傷した場合、大声で助けを求める。
- ・負傷者を発見したら、救助を行うとともに、周囲に協力を呼びかける。

〈避難〉

- ・校内放送があったら、指示に従う。
- ・校内放送は、トイレ、ロッカールーム内では聞こえにくいことを知っておく。
- ・建物の状況を確認し、安全だと思ったら、その場を動かない（学校からの指示を待つ）
- ・建物の状況を確認し、安全が確認できない時は、一次避難場所（病院職員駐車場）へ避難する。
- ・仲間と協力し、声を掛けながら避難する。

【避難時の注意点】

- ・慌てず、騒がず、落ち着いて行動する。
- ・校内放送または拡声器による案内があった場合には、静かに指示を聞く。

【避難場所】

- ・避難場所については、第一次避難場所が病院職員駐車場、第二次避難場所が三友堂病院とする。

【避難場所到着後】

- ・教職員の指示に従う。速やかに整列し、人数を確認し本部へ報告する。

【余震がおさまり落ち着いたら】

- ・交通情報に基づき、帰宅する。
- ・交通機関の停止や交通障害が生じている場合、徒歩で帰宅できるか判断する。
- ・徒歩帰宅の目安は20km以内
（その日の体調・体力や時間帯、天候にもよるため、教員と相談し慎重に判断する）
- ・日頃から複数の帰宅ルートを想定しておき、安全なルートを通る。
- ・交通機関の停止等により帰宅できない場合、教職員の指示に従う。
- ・学校施設が使用できる場合は、校内で避難する。
- ・体調が悪くなった場合は、教職員に申し出る。
- ・校内では学校の指示に従い、災害対策本部の運営に協力する。
- ・水道が断水時は、トイレの使用は禁止し、汚物処理パック（ビニール袋等）を使用する。

- ・学校が被災し、使用できない場合、北部小学校に避難する。
- ・避難開始後の状況を見て、交通機関の復旧状況により帰宅できる場合は帰宅する。

【安否報告】

- ・学校一時避難場所で教職員による安否確認が行われる場合は、そこで報告する。
- ・学校からメール連絡網が配信された場合、身の安全が確保できたら速やかに返信する。
- ・被災状況により教職員による安否確認ができない場合は、避難が終了し、身の安全が確保できた後に、利用可能な通信手段を用いて学校に安否を報告する。

【家族との連絡】

- ・NTTの災害伝言ダイヤル、携帯電話各社の災害用伝言板を利用する（災害伝言ダイヤルの使用についてはP10参照）。

【休校・授業再開など】

- ・休校や授業再開などの連絡は、学校のメール連絡網により行う。
- ・メール連絡網が使用できない場合、郵便または他の手段により通知する。

◆校内に教職員が居ない場合 17:30 以降等◆

【避難時の注意】

〈停電となった場合〉

- ・校内放送が使用できないため、拡声器等を使用して学校から指示を行う。
- ・誘導灯は20分程度点灯している。日没後の場合、その間に周辺的环境を確認し、周囲の状況が把握できるまでむやみに動かない。

〈非常階段〉

- ・学校南側（三友堂病院側）に非常用のらせん階段があるので、適宜使用する。
- ・らせん階段から外に出る際、通常は施錠されているため、つまみにより鍵を開けて避難する。

〈その他〉

- ・ロッカールームやトイレ等は閉じ込められた場合、発見が遅れたり、校内放送や拡声器による指示も聞こえにくいいため、災害時はまず、廊下に出ること。
- ・安否確認時はロッカールーム、トイレ個室まで確認する。

◆実習中に大地震にあったら◆

災害等緊急事態が発生した場合、先ず、実習指導教員及び学生は、自分の身の安全を確保した上で、状況が落ち着くまでは実習施設の指揮下に入ること。その後、看護師の指示のもと患者様の安全を確保し、次の対応をとること。

- ①指導教員は、災害の状況(被災状況、実習病院の被害状況等)を把握する。
- ②指導教員は、把握した情報を副学校長または教務主任へ連絡し、対応について判断を仰ぐ。
- ③学校と連絡がとれない場合、指導教員は予め定めておく下記の点に留意し、対応する。
 - A. 実習病院の構築物に物理的な影響が発生した場合…患者様の安全確保後、実習病院に実習中止を申し出、控え室に待機し、災害状況を確認し、帰校または帰宅。
 - B. 実習病院の構築物に影響はないが実習病院が医療業務を変更し、緊急医療拠点または緊急避難場所等になる場合…患者様の安全確保後、実習病院に実習中止を申し出、控え室に待機し、災害の状況を確認した後、帰校または帰宅。
 - C. 実習病院の医療業務等に影響はないが、公共交通機関が長時間運休している場合…実習病院に実習中止を申し出、帰校または帰宅。
 - D. 災害発生後、実習病院や公共交通機関に影響はないが、災害警報などが継続して発令されている場合…実習病院に実習中止を申し出、控え室に待機し、災害の状況を確認後、帰校または帰宅。
 - E. 災害が発生したが、実習病院に影響なく、公共交通機関も動いており、災害警報等も発令されていない場合…そのまま実習を継続する。
- ④指導教員が不在の場合は、学生は教員と連絡を取り、現状を報告し、指示を仰ぐ。連絡を取れない場合は③を判断基準の参考にし、実習病院の看護師の指示に従い、対応すること。

- ⑤訪問先だった場合は、原則として実習施設に戻り、実習続行の可否や避難について、指導者の指示に従う。実習施設に戻れない場合は、施設及び教員に連絡し、実習続行の可否や避難について指示を受ける。

*学校への安否報告は P.5【安否報告】を参照のこと。

大雪・風水害時対応マニュアル（気象災害）

大雪や大雨、台風などの気象災害から身を守るためには、情報収集が大切である。気象災害は、いつ、どこで、どの程度の強さで発生するか、ある程度予測することができ、気象庁から「防災気象情報」として発表されている。ラジオ、気象庁のホームページ等で最新の防災気象情報を収集するように心掛け、時間を追って段階的に発表される「注意報」や「警報」を活用し、早め早めの安全確保行動をとること。

「注意報」と「警報」の違い（気象庁発表）

警 報：重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報

注意報：災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報

【基本対応】

「警報」発令時における対応（米沢市）

- ・休校となるので、在宅の場合はそのまま待機する。
- ・通学途中の場合は、警察や交通機関の責任者等の指示に従い、速やかに帰宅する。
- ・帰宅困難の場合は警察や交通機関の責任者等の指示に従うか、教員の指示に従う。
- ・授業中の場合は、教職員の指示に従う。
- ・実習中の場合は、指導教員は、副学校長または教務主任へ連絡し、対応について判断を仰ぐ。

【「警報」解除時】

- ・午前6時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- ・午前9時までに解除された場合は、午後から授業を行う。
- ・午前9時の時点で解除されていない場合は、当日は休校とする。
*在宅時の休校等の連絡はメール連絡網で周知を行う。
*大雪・風水害にあった場合の行動は、地震災害時の行動マニュアルに準拠する。

【大雪時の対応】

日中の積雪が多い場合は、警報が発令されていなくても講義終了または、学内実習終了後は速やかに下校する。

実習場からの帰校時、病院職員駐車場内学生駐車場の利用者は、積雪により学生駐車スペースへの駐車困難がある場合、事務室に申し出て、16時以降は病院職員駐車場の消雪区域に駐車する。

火災発生時対応マニュアル

火災が発生した場合には、炎と煙に気を付ける。炎は、壁やカーテンを伝い燃え広がる。また煙は視界を遮り、避難の妨げやパニックを起こすほか、有毒物質（一酸化炭素やシアン化水素等）を含み、吸い込むと命に関わることもある。煙は上昇する動きが人間に比べ極めて速いのが特徴である。

【火災発生に備えて】

- ・学校敷地内禁煙（駐車場・駐輪場等も含む）
- ・燃烧器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。
- ・危険物は持ち込まない。
- ・教職員が居ない場所で火気を使用する際は、事務室に了承を得る。
- ・消火器、火災報知器、消火器及び放送設備等の設置場所、使い方を確認しておく。
- ・火災時は窓や出入口を閉める（酸素を遮断）

【火災発生時】

〈通報および連絡〉

- ・発見者は大声で周知。事務室へ火災の状況を通報する。
- ・事務は119番通報を行い、放送設備により出火場所や消火・避難誘導等の指示を行う。
- ・近くにある消火器を用いて初期消火を行う。
- ・明らかに消火不可能な場合は避難する。（天井に火が燃え移った時が目安）
- ・重傷者が居る場合も、119番通報する。

【初期消火】

初期消火では、消火器や水だけでなく、座布団等で叩く、毛布をかぶせる等の方法もある。初期消火は炎が人の背丈を越え、天井などに燃え移るようになったら限界とし、速やかに避難する。

避難する際には可能であればドアや窓を閉め切って空気を遮断する。避難時に防火扉が閉まっていたら、横の避難戸を探し、くぐり抜けて避難する。

災害時の連絡方法

【メール】

三友堂看護専門学校メール連絡網から、安否確認のメールが入ります。安否や現状、持っている情報を返信して下さい。

(地震の場合、米沢市において震度5強以上が発生した場合に送信します)

連絡事項

- ①学年・氏名
- ②現在状況（場所・無事かどうか）
- ③コメント（被災及び負傷状況等）

*メールが届かない場合は、自ら学校に電話等により連絡をすること

学校電話番号 0238-23-6470

F A X 番号 0238-23-6473

【災害用伝言ダイヤル 171】

災害発生時にサービスが提供される声の伝言板です。被災地の電話番号に対し、伝言を録音したり再生することができます。災害時に活用できるよう、日頃から体験利用をしておきましょう。

体験利用日：毎月1日、15日 0：00～24：00

正月1月1日0：00～1月3日24：00

防災週間（8月30日9：00～9月5日17：00）

防災とボランティア週間（1月15日9：00～1月21日17：00）

* 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行います。

伝言の録音方法

- ① 「171」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ② 「1」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ③ 「自宅の電話番号を市外局番から」ダイヤル
→ ガイダンスが流れる
- ④ 録音（30秒以内。電話番号あたり1～10伝言）

伝言の再生方法

- ① 「171」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ② 「2」をダイヤル → ガイダンスが流れる
- ③ 「安否を確認したい人の電話番号を市外局番から」ダイヤル
→ ガイダンスが流れる
- ④ 再生（伝言の保存期間は48時間）

* 大規模災害が発生した後、回線が制限されるなど被災地内（近隣同士）では電話が通じにくくなり、家族や友人の安否を知りたくて直接電話をしてもなかなか繋がりません。しかし、被災地から離れた地域などの電話は繋がりがやすくなっています。災害用伝言ダイヤルは、この考えに基づいた民間サービスです。

災害時に備えての備蓄

当校において、災害発生時や待機時に必要となる非常用飲料水と食料、毛布等の必要物品を備蓄する。その他、個人用備蓄セット（水・非常用食料等）は個人のロッカー内で各々保管し、学生は卒業時に持ち帰ることとする。